

住宅都市局 組織

【令和6年8月1日現在】

住宅都市局長		711-4380	内2800							
理事		711-4420	内2801							
理事		711-4540	内3300							
総務部		733-5401	内2802	総務課	711-4383	2804	電話番号	内線	電話番号	内線
				総務係						
				財務係	711-4919	2805				
				企画課	711-4440	3372				
				主査(事業推進)	711-4440	3372				
				都市計画部	711-4381	2822				
				都市計画課	711-4387	2823				
				土地利用係	711-4388	2823				
				地区計画係	711-4388	2824				
				地籍調査係	711-4388	2825				
				交通計画課	711-4391	2832				
				政策係	711-4393	2832				
				計画係	711-4393	2833				
				公共交通支援係	711-4393	2843				
				主査(鉄道事業調整)	711-4393	2831				
				主査(生活交通推進)	711-4393	2843				
				部長(交通ネットワーク)	707-1035	2850				
				課長(交通ネットワーク)	707-1037	2851				
				主査(企画調整)	711-1064	2852				
				課長(交通ネットワーク)						
				※都市計画部交通計画課長が兼務						
				課長(交通ネットワーク)						
				※都心創生部都心交通課長が兼務						
				住宅部	711-4570	3311				
				住宅計画課	711-4548	3416				
				調整係						
				居住支援係	711-4279	3383				
				建替・改善課	711-4546	3391				
				建替第1係	711-4547	3391				
				建替第2係	711-4547	3392				
				建替第3係	711-4547	3393				
				改善係	711-4549	3417				
				住宅建設課	711-4554	3411				
				建設第1係	711-4555	3411				
				建設第2係	711-4555	3412				
				電気係	711-4555	3413				
				機械係	711-4555	3414				
				主査(用地整備)	711-4555	3411				
				住宅管理課	271-2550	-				
				企画係	271-2551	-				
				施設管理係	271-2551	-				
				財産活用係	271-2555	-				
				住宅運営課	283-1312	-				
				運営係	283-1313	-				
				主査(入居制度等検討)	283-1313	-				
				訴訟・整理係	271-2552	-				
				建築指導部	711-4571	3452				
				建築指導課	711-4572	3457				
				指導係	711-4584	3455				
				道路判定係	711-4584	3455				
				拡幅推進係	711-4586	3454				
				監察指導課	711-4582	3481				
				監察第1係	711-4719	3481				
				監察第2係	711-4719	3482				
				建築物安全推進課	711-4214	3484				
				空家対策・リサイクル係	711-4214	3484				
				耐震化促進係	711-4580	3453				
				建築審査課	711-4576	3471				
				建築福祉係	711-4774	3462				
				構造係	733-5421	3473				
				設備係	711-4583	3458				
				開発・建築調整課	711-4775	3463				
				建築調整第1係	711-4581	3465				
				建築調整第2係	711-4587	3492				
				開発指導第1係	711-4588	3493				
				開発指導第2係						
				盛土指導課	707-3902	1593				
				盛土指導第1係	707-3903	1594				
				盛土指導第2係						
				地域まちづくり推進部	711-4421	2870				
				地域計画課	711-4429	2881				
				管理調整係	711-4430	2882				
				地域計画係	711-4430	2884				
				事業支援係	711-4430	2884				
				主査(七隈線沿線まちづくり)	711-4430	2884				
				都市景観室	711-4394	2861				
				推進係	711-4395	2812				
				屋外広告物第1係	711-4395	2813				
				屋外広告物第2係						
				跡地計画課	711-4956	2908				
				事業推進係	711-4285	3386				
				主査(博多部まちづくり)						
				課長(大規模民間開発調整)	707-1689	2955				
				※跡地計画課長が兼務						
				都心創生部	711-4955	2889				
				都心創生課	711-4425	2890				
				計画調整係						
				誘導支援係						
				都心プロジェクト推進係						
				都心プロジェクト調整係						
				都心事業推進課	711-4714	2887				
				事業推進第1係	711-4739	2887				
				事業推進第2係	711-4739	2888				
				主査(都市再生事業)	711-4739	2887				
				ウォーターフロントまちづくり推進課	711-4684	2886				
				計画推進係						
				事業調整係						
				まちづくり推進係						
				課長(ウォーターフロントまちづくり推進)						
				※経済観光文化局観光コンベンション部課長(MICE施設整備)が兼務						
				課長(ウォーターフロントまちづくり推進)						
				※港湾空港局港湾計画部再整備計画課長が兼務						
				都心交通課	733-5404	2841				
				都心交通係						
				交通プロジェクト推進係						
				課長(交通ネットワーク)						
				※課長(交通ネットワーク)を兼務						
				九大まちづくり推進部	707-3885	2913				
				計画調整課	711-4361	2910				
				推進係						
				計画調整係						
				調整係						
				Smart EAST	711-4991	2920				
				基盤計画係						
				開発調整係						
				主査(環境対策調整)						
				Smart EAST	707-3750	2930				
				基盤整備課						
				事業計画係						
				工事係						
				換地係						
				補償係						
				課長(インベージョン推進・Smart EAST)	711-4088	2901				
				主査(インベージョン推進・Smart EAST)						
				主査(インベージョン推進・Smart EAST)						
				主査(インベージョン推進・Smart EAST)						
				※総務部企画調整部企画課長を兼務						
				部	711-4485	4485				
				課長(インベージョン推進・Smart EAST)						
				※経済観光文化局創業推進部長が兼務						
				公園部	711-4403	2940				
				運営課	711-4413	2941				
				管理運営係						
				財産・公園係						
				大規模公園係						
				緑地・街路樹係						
				政策課	711-4445	2960				
				企画調整係						
				調整係						
				主査(プロジェクト推進)						
				活用課	711-4360	2855				
				活用係						
				事業推進係						
				主査(都心の森1万本プロジェクト推進)						
				Park-PFI推進課	707-2653	2835				
				推進第1係						
				推進第2係						
				推進第3係						
				整備課	711-4409	2970				
				技術管理係						
				整備第1係						
				整備第2係						
				一人一花推進部	707-3845	2925				
				一人一花推進課	733-5410	2950				
				共働係						
				啓発係						
				課長(フラワーション)	707-1993	2980				
				主査(フラワーション)						

## (2) 事務分掌

### 建築指導課

- |       |   |
|-------|---|
| 計 画 係 | ① 建築指導部の所掌事務に係る部内の総合的企画・連絡調整に関すること。<br>② 部の庶務、経理に関すること<br>③ 確認申請等受付窓口事務に関すること。<br>④ 建築計画概要書の閲覧に関すること。<br>⑤ 指定確認検査機関との連絡調整に関すること。<br>⑥ 建築統計に関すること。<br>⑦ 民間建築物吹付けアスベスト除去等の補助金交付に関すること。<br>⑧ 長期優良住宅の認定に関すること。<br>⑨ 土砂災害対策に係る改修・移転の補助金交付に関すること。 |
| 指 導 係 | ① 建築基準法に基づく許可、認定、指定に関すること。<br>② 既存不適格建築物の改修等計画認定業務。<br>③ 建築審査会に関すること。（監察指導課の所管に係るものを除く）   |
| 道路判定係 | ① 道路相談に関すること。<br>② 道路の調査・判定に関すること。<br>③ 建築基準法に基づく道路の認定・許可に関すること。<br>④ 道路位置指定の廃止に関すること。  |
| 拡幅推進係 | ① 狭あい道路拡幅整備事業に関すること。<br>② 道路位置指定の指定に関すること。  |

### 監察指導課

- |       |   |
|-------|---|
| 監察第1係 | ① 建築基準法、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る違反の措置に関すること。ただし、建築指導部の所管に係るものに限る。<br>② 建築基準法に基づく仮使用に関すること。<br>③ 建築基準法に基づく安全上の措置等に係る計画の届出に関すること。<br>④ 違反建築物に関する関係部局との連絡・調整に関すること。<br>⑤ 建築審査会に関すること。（建築指導課が所管する行政処分に係る審査に関することに限る） |
| 監察第2係 | ① 建築基準法、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る違反の措置に関すること。ただし、建築指導部の所管に係るものに限る。<br>② 建築物の安全安心実施計画に関すること。<br>③ 建築基準法に基づく特定建築物等の定期報告に関すること。<br>④ 被災建築物応急危険度判定に関すること。   |

### 建築物安全推進課

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 空家対策・<br>リサイクル係 | ① 空家条例に基づく相談、指導及び調整。<br>② 放置空家対策に関すること。<br>③ 建設リサイクル法に伴う届出書受付等に関すること。 |
| 耐震化促進係          | ① 福岡市耐震改修促進計画に関すること。<br>② 建築物の耐震化に係る情報提供、相談及び支援に関すること。                |

## 建築審査課

- 建築係 東区、博多区、南区所管区域の
- ① 建築基準法に基づく建築物の確認審査及び検査に関すること。
  - ② バリアフリー法・福祉のまちづくり条例による建築物の事前協議書・完了検査の受付、相談に関すること。
- 建築福祉係 中央区、城南区、早良区、西区所管区域の『建築係』に同じ。
- 構造係 ① 建築物・工作物の構造審査に関すること。
- 設備係 ① 建築基準法に基づく昇降機等の定期報告に関すること。
- ② 建築物省エネ法に係る省エネ適合性判定・検査・届出の審査及び認定に関すること。
  - ③ 建築に伴う節水型機器及び雑用水道の設置等の推進に関すること。
  - ④ 雑用水道奨励補助金の交付に関すること。
  - ⑤ 建築物環境配慮制度に基づく届出等に関すること。
  - ⑥ 建築基準法に基づく建築設備、昇降機等の確認審査及び検査に関すること。
  - ⑦ 低炭素建築物の認定に関すること。

## 開発・建築調整課

- 建築調整 中央区、城南区、早良区、西区所管区域の
- 第1係 ① 建築紛争の予防と調整に関する条例に基づく中高層建築物、ワンルーム形式集合建築物及び特定集合住宅に係る相談、指導及び調整に関すること。
- ② 前号に掲げる建築物を除く建築物及び工作物（携帯電話中継鉄塔に限る）の建築に伴う紛争の相談、指導及び調整に関すること。
  - ③ 中高層建築物建築紛争調停委員会に関すること。
- 東区、博多区、南区所管区域の
- ④ まちなみのルールづくり（建築協定）の推進に関すること。
  - ⑤ 建築協定の認可に関すること。
- 建築調整 ① 東区、博多区、南区所管区域の『建築調整第1係』①②に同じ。
- 第2係 ② 中央区、城南区、早良区、西区所管区域の『建築調整第1係』④⑤に同じ。
- 開発指導 東区、博多区、城南区、早良区所管区域の
- 第1係 ① 都市計画法に基づく開発行為及び建築等の許可並びに検査に関すること。ただし、他の局の所管に係るものを除く。
- ② 宅地造成等規制法に基づく宅地造成等の許可及び検査に関すること。
  - ③ 租税特別措置法に基づく優良な宅地・住宅の認定に関すること。
  - ④ 宅地防災工事資金の融資に関すること。
  - ⑤ 開発審査会に関すること。
  - ⑥ 被災宅地危険度判定に関すること。
- 開発指導 中央区、南区、西区所管区域の『開発指導第1係』①②③④に同じ。
- 第2係

## 盛土指導課

- 盛土指導 ① 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定等に関すること。
- 第1係
- 盛土指導 ① 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定等に関すること。
- 第2係